

よりよく生きる

人権教育強調期間(後期)で1年生が学習した人権の歴史の続きを紹介したいと思います。

【被差別身分の人々の労働と生活】

厳しい差別政策の中で、被差別身分とされた人々は、耕作に適さない地域に住まわされても荒れ地を田畑に変え、自分たちの力で田畑を増やし、生活を守りました。また、わら・竹細工・はきもの作り・皮革業・灯心作り、さらに、行商や日雇い・門付け芸などの様々な仕事に知恵と汗をまきました。例えば、皮製品でも履き物・衣類・小物(袋、たばこ入れ)・太鼓・馬具・武具などの品物に工夫を加え、人々の生活に役立てていきました。



このようにして、被差別身分の人々は差別による職業の制限に抵抗しながら、家族を養うために仕事を求め、技を磨き、知恵を出し合い、お互いに助け合い、生活を守り抜いていったのです。

【強められた差別政策】

18世紀の中ごろから、幕府や藩の財政が苦しくなり、そのため、年貢などの農民への負担をいっそう重くしていきました。そのうえ、たびたび天災も起こり、農民たちは厳しい処罰にもかかわらず、百姓一揆を起こして抵抗するようになりました。こうして、武士による支配が揺らぎはじめると、幕府や藩は差別政策をよりいっそう強めていきました。なかでも、被差別身分とされた人たちに対しては、過酷な差別を押しつけることによって、農民の不満をそらそうとしました。

例えば「無地の衣類しかきてはいけない。」「雨の日以外は笠をかぶってはいけない。」という「触れ」を出したり、神社の氏子(うじこ)から除外したりすることから、村の共有山やかんがい用水の利用を制限したり、他の身分の人との結婚を禁止したりと、差別政策を強化し、他の身分との溝を深めさせていきました。被差別身分の人々には、身分制度によって決められた役目として、町や村の警備、罪人の逮捕、処刑などの仕事が強制的に与えられました。この役目が、他の身分の人々からの反感を呼ぶこととなり、被差別身分の人々に対する差別意識は深いものとなっていきました。

江戸幕府による被差別身分を学習することは、差別をなくすための知識を身に付けるためです。しかし、現在もこの言葉を使つての差別事件が絶えません。このことばを用いての差別については、法律で厳しく罰せられます。絶対に、簡単に使ってよい言葉ではないことを確認しておきましょう。

過去にあった人権問題について知ることは、私たちの生活を向上させていくためのよい教訓になる場合があります。いわれのない差別を受けていた方たちの気持ちを考えることで、「差別は許されるものではない」という思いを強くすることができます。まずは、差別は醜いものであるという認識が必要なのかもしれません。そして、差別を受けている人たちの心情を理解していくことが必要なのかもしれません。これからも、人権について生徒と一緒に考えていきたいと思っています。